

意見書案提出書

緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の強化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和5年10月12日

神奈川県議会議長 加藤元弥 殿

| | |
|----------|---------|
| 神奈川県議会議員 | 田中 徳一郎 |
| 同 | 谷口 かずふみ |
| 同 | 永井 真人 |
| 同 | ます 晴太郎 |
| 同 | 菅原 あきひと |
| 同 | 松川 正二郎 |
| 同 | 新堀 史明 |
| 同 | 柳下 剛 |
| 同 | 赤野 たかし |
| 同 | 森 正明 |
| 同 | 近藤 大輔 |
| 同 | 松田 良昭 |
| 同 | 松崎 淳 |

緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の強化を求める意見書（案）

近年大規模化している台風や豪雨等の風水害は、堤防の決壊、河川の氾濫、土砂崩れなど、各地に甚大かつ深刻な被害をもたらしている。

また、本県は首都直下型地震などの大規模地震や津波による被害が懸念されている。

こうした状況の中、国・地方自治体・民間が一体となって防災・減災・国土強靱化の取組を進めるとともに、地域の防災力の一層の強化を図る必要があるが、本県の各市町村は、厳しい財政状況の中、防災・減災対策を着実に実施しているが、必要財源の確保という課題に直面している。

緊急防災・減災事業債は、地方債の充当率が100%、そのうちの元利償還金の70%が地方交付税措置とされており、地方自治体にとって極めて重要な財源であるが、緊急防災・減災事業債は令和7年度までの時限措置であり、防災・減災対策を着実に進める上で、各自治体の大きな懸念材料となっている。

また、発災時の対応拠点となる庁舎についても、必要な耐久性を満たしていない庁舎については、建替えを検討する必要があるが、現時点では起債の対象とはなっていない。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置とされているが、地方自治体にとって極めて重要な財源であることから、令和8年度以降も継続すること。
- 2 起債の対象について、現在認められている避難所へのエアコンの設置、防災行政無線のデジタル化等に加えて、庁舎の建替えにも活用できるよう対象事業の見直しを図るとともに、財政措置の一層の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆 | 議 | 院 | 議 | 長 | } | 殿 | |
| 参 | 議 | 院 | 議 | 長 | | | |
| 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 | | | 臣 |
| 総 | 務 | | 大 | 臣 | | | |
| 財 | 務 | | 大 | 臣 | | | |
| 国 | 土 | 交 | 通 | 大 | 臣 | | |

神奈川県議会議長

意見書案提出書

軽油引取税の免除措置の継続・恒久化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和5年10月12日

神奈川県議会議長 加藤元弥 殿

| | |
|----------|---------|
| 神奈川県議会議員 | 田中 徳一郎 |
| 同 | 谷口 かずふみ |
| 同 | 永井 真人 |
| 同 | ます 晴太郎 |
| 同 | 菅原 あきひと |
| 同 | 松川 正二郎 |
| 同 | 新堀 史明 |
| 同 | 柳下 剛 |
| 同 | 赤野 たかし |
| 同 | 森 正明 |
| 同 | 近藤 大輔 |
| 同 | 松田 良昭 |
| 同 | 松崎 淳 |

軽油引取税の免除措置の継続・恒久化を求める意見書（案）

砕石業及び漁業で使用する軽油に課税される軽油引取税は、平成21年度の税制改正において、同税が道路特定財源から一般財源化された後も、課税による業界への影響が大きいという政策的観点から、課税が引き続き免除されてきたが、当該措置は令和6年3月31日をもってその期限を迎える。

砕石業は、近年における公害や環境対策費用の上昇、労働力不足といった外的要因に加え、東日本大震災復興需要で一時的に生産量は増加したものの、コンクリート用、道路用の需要の低迷により製品価格が頭打ちの状況で、重機価格、燃料単価及び火薬単価等の上昇分の価格転嫁が難しく、大変厳しい経営環境にある。

また、漁業においても、軽油は大変重要な生産資材であり、経費に占める燃油コストが極めて高いため、燃油価格の上昇は漁業経営を圧迫しており、このような事態は漁業者の努力の限界を超えている。

課税免除措置が終了となれば、砕石業や漁業だけでなく、地域の産業、経済に計り知れない影響を与えることが懸念される。

よって国会及び政府は、地域経済を支える産業支援の観点から、課税免除措置を継続されるとともに、その恒久化についても検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆 | 議 | 院 | 議 | 長 | } | 殿 | |
| 参 | 議 | 院 | 議 | 長 | | | |
| 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 | | | 臣 |
| 総 | 務 | | 大 | 臣 | | | |
| 財 | 務 | | 大 | 臣 | | | |
| 農 | 林 | 水 | 産 | 大 | | | 臣 |
| 経 | 済 | 産 | 業 | 大 | 臣 | | |

神奈川県議会議長

意見書案提出書

保育士の配置基準の改善等を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和5年10月12日

神奈川県議会議長 加藤元弥 殿

| | |
|----------|---------|
| 神奈川県議会議員 | 武田 翔 |
| 同 | 飯野 まさたけ |
| 同 | 田中 洋次郎 |
| 同 | 永田 てるじ |
| 同 | 添田 勝 |
| 同 | 木佐木 忠晶 |
| 同 | 脇 礼子 |
| 同 | 田中 信次 |
| 同 | 楠 梨恵子 |
| 同 | 亀井 たかつぐ |
| 同 | しきだ 博昭 |
| 同 | 小川 久仁子 |
| 同 | てらさき 雄介 |

保育士の配置基準の改善等を求める意見書（案）

近年、保育所等において送迎バスでの園児の置き去りや不適切な保育など、子どもの命と安全が脅かされる事案が相次いで発生している。

こうした事案が発生する要因の一つとして、慢性的な人員不足による保育士の多忙化が挙げられている。国が定める保育士の配置基準は長年見直しがされておらず、特に4・5歳児は子ども30人に対し保育士1人と、国際的にも低い水準となっている。自治体の中には、独自の配置基準を設け、国の基準を上回る保育士を配置しているが、財源の確保等に課題もあり地域格差が生じている。

また、国は公定価格に処遇改善等加算を設けるなど、賃金引上げに取り組んできたが、「令和4年賃金構造基本統計調査」によると、県内の保育士の平均月給は全産業平均より約6万円低い状況にあり、非正規で不安定な雇用状態の職員も多く、いまだ対策が十分とは言い難い。

本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、1歳児及び4・5歳児の配置基準の改善と、民間給与動向等を踏まえた保育士の更なる処遇改善を検討することが盛り込まれているが、子どもの命と安全を守り、保育の質の向上を図るためには、早急に改善に向けた取組を行うことが求められる。

よって政府は、保育所等について、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 保育士の配置基準を改善すること。
- 2 保育士の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた改善を図ること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化を含め、職員の雇用の安定化を促す支援策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(こども政策)

殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

森林環境譲与税の譲与基準見直しの慎重な検討を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和5年10月12日

神奈川県議会議長 加藤元弥 殿

| | |
|----------|--------|
| 神奈川県議会議員 | 古賀照基 |
| 同 | 神倉寛明 |
| 同 | 小田貴久 |
| 同 | 相原しほ |
| 同 | 松長泰幸 |
| 同 | おだ幸子 |
| 同 | 大村悠 |
| 同 | 須田こうへい |
| 同 | 渡辺紀之 |
| 同 | 米村和彦 |
| 同 | 内田みほこ |
| 同 | 持田文男 |

森林環境譲与税の譲与基準見直しの慎重な検討を求める意見書（案）

森林の有する公益的機能は、国土の保全や水源のかん養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切に森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる。

そのため国は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税を創設した。

森林環境譲与税は、令和元年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な譲与基準に基づいて案分された額が配分されており、この税を活用し、山村地域では必要な森林整備等を行い、都市部では国産木材の利用促進や普及啓発を図るなど、地域の実情に応じた取組が進展している。

しかしながら、農林水産省は、令和6年度税制改正要望において、森林整備をより一層推進するため、私有林人工林面積による配分の割合を高めるよう譲与基準の見直しを要望している。

神奈川県内市町村においては、これまでの譲与額の約9割について、既に活用済又は使途が決定済となっており、現行の譲与基準をベースとして将来の活用を見込んでいる中で、このような見直しが行われると、市町村における森林整備や木材利用の促進、人材育成などの計画的な取組に大きな影響が生じるため、譲与基準の見直しに当たっては慎重に検討する必要があると考える。

よって国会及び政府は、山村地域における森林の整備や人材の育成、都市部における地域産木材の利用促進や普及啓発などの計画的な取組に支障が生じることのないよう、譲与基準の見直しに当たっては、慎重に検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 衆 | 議 | 院 | 議 | 長 |) | 殿 | |
| 参 | 議 | 院 | 議 | 長 | | | |
| 内 | 閣 | 総 | 理 | 大 | | | 臣 |
| 総 | 務 | | 大 | 臣 | | | |
| 財 | 務 | | 大 | 臣 | | | |
| 農 | 林 | 水 | 産 | 大 | | | 臣 |

神奈川県議会議長

意見書案提出書

構造的欠陥を持ったオスプレイの厚木基地での定期整備と
上空でのテスト飛行の中止等を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和5年10月12日

神奈川県議会議長 加藤元弥 殿

神奈川県議会議員 大山奈々子

同 井坂新哉

同 木佐木忠晶

構造的欠陥を持ったオスプレイの厚木基地での定期整備と
上空でのテスト飛行の中止等を求める意見書（案）

本年9月15日、18日に、日本飛行機厚木工場で整備をしていた米海兵隊MV-22オスプレイのテスト飛行を実施したことを親会社である川崎重工業が明らかにした。また今後3機目の整備を請け負ったことも明らかにした。

米海兵隊のMV-22オスプレイの墜落事故が相次いでいる。本年8月にはオーストラリア北部のメルヴィル島で訓練中に墜落し、3人が死亡、5人が病院に搬送されている。また、2022年3月にはノルウェーで訓練中に墜落し、4人が死亡。同年6月にはカリフォルニア州で墜落し、5人が死亡している。このように、この2年間で3機のMV-22オスプレイが墜落し、12人が死亡している。

しかも、本年9月14日には、米軍普天間飛行場所属のMV-22オスプレイが新石垣空港で2機、奄美空港で1機、さらに16日には大分空港でも1機が緊急着陸をしている。

事故を繰り返しているMV-22オスプレイは構造的な欠陥が指摘されている。2022年6月にカリフォルニア州で起きた墜落事故の報告書によると墜落の原因は、エンジンとプロペラをつなぐ「クラッチの不具合」である「ハード・クラッチ・エンゲージメント」(HCE)という現象が原因と断定している。この現象はオスプレイ特有のものであり、このことによって機体の推力が失われ、墜落したと結論付けている。

このような構造的な欠陥を持ったMV-22オスプレイが日本上空を飛行していること、特に厚木基地での定期整備とその上空でのテスト飛行を行うことに県民の不安が増大している。厚木基地周辺は住宅密集地であり、事故が発生した場合、過去の館野鉄工所墜落事故や緑区荏田のジェット機墜落事故などの大惨事になりかねず、県民の安全・安心を守る立場からも看過することはできない。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 住宅地が隣接する厚木基地での定期整備とテスト飛行を中止・撤回するよう米軍に求めること。
 - 2 オスプレイの飛行中止を米軍に求めること。少なくともオスプレイの構造的欠陥が改善されるまでは飛行を禁止するよう求めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

| | | |
|--------|---|---|
| 内閣総理大臣 | } | 殿 |
| 総務大臣 | | |
| 外務大臣 | | |
| 防衛大臣 | | |

神奈川県議会議長

意見書案提出書

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の
廃止及び教員増を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和5年10月12日

神奈川県議会議長 加藤元弥 殿

神奈川県議会議員 大山奈々子

同 井坂新哉

同 木佐木忠晶

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の
廃止及び教員増を求める意見書（案）

神奈川県内では、正規教員のみならず臨時的任用職員や講師も配置することができない文字どおりの欠員が、2023年5月1日時点で、全校種合わせて342人生じ、昨年度は200日以上欠員が解消されなかった例も複数見られており、しかもこういった状況が常態化している。子どもの学習権が侵害されている状況は深刻である。背景には、教員の長時間過密労働による退職や病気休職の増加、教員志望者の減少があり、根本的な解決が喫緊の課題となっている。

その原因の一つとして、公立学校の教員に対し給料月額4%の教職調整額を支給する代わりに、時間外勤務手当（残業代）を支給しないことを定めた1972年施行の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）がある。制定前1966年当時の平均残業時間は月8時間程度であったが、現在はその10倍を優に超えて月80時間の過労死ラインを超える働き方の教員は中学で36.6%にも上る。給特法が「4%定額働かせ放題」と揶揄される所以である。国において給特法の改正が議論されているものの、教職調整額を4%から10%に引き上げるなどの見直し案が示されているに過ぎない。支給額を引き上げたとしても、定額のままでは根本的な解決には至らない。「残業させたら割増賃金をはらう」これは長時間労働に歯止めをかける世界の共通ルールである。埼玉公立小教員による残業代請求訴訟では、裁判長が「給特法は、もはや教育現場の実情に適合していないのではないかとの思いを抱かざるを得ない旨を述べている。

長時間労働を解消するためには、1日8時間労働を原則とし、一人当たりの仕事量を減らして、仕事量に見合った人員を配置する必要がある。

よって国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 給特法を廃止し、公立学校の教員に対し、時間外労働時間に応じた時間外勤務手当（残業代）を支給できるようにすること。
- 2 長時間労働の是正のため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律を改正し、学級編制の標準を引き下げるとともに、教員の定数増を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

| | | |
|--------|---|---|
| 衆議院議長 | } | 殿 |
| 参議院議長 | | |
| 内閣総理大臣 | | |
| 総務大臣 | | |
| 財務大臣 | | |
| 文部科学大臣 | | |

神奈川県議会議長